

(別紙4)

- 「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">障障発0330第5号 平成24年3月30日 <u>一部改正 障障発0329第6号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部(局)長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</p> <p>今般、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、平成23年度まで実施していた「福祉・介護人材の処遇改善事業」における助成金の相当分を障害福祉サービス等報酬に円滑に移行するために、福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、また、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇</p>	<p style="text-align: right;">障障発0330第5号 平成24年3月30日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部(局)長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</p> <p>今般、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、平成23年度まで実施していた「福祉・介護人材の処遇改善事業」における助成金の相当分を障害福祉サービス等報酬に円滑に移行するために、福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、また、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇</p>

改善をより一層推し進めるために、福祉・介護職員処遇改善特別加算の創設を行ったところである。

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

第1・第2 （略）

別紙（略）

改善をより一層推し進めるために、福祉・介護職員処遇改善特別加算の創設を行ったところである。

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

第1・第2 （略）

別紙（略）